

日本遺産サブストーリー（若狭塗）抽出活用業務 に係る業者選定プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、日本遺産サブストーリー（若狭塗）抽出活用業務に係るプロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）が、委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務名称

日本遺産サブストーリー（若狭塗）抽出活用業務

3. 業務概要

（1）業務内容

別紙委託業務仕様書参照

（2）履行期間

委託契約締結の日～令和7年3月30日

（3）委託上限額

¥962,500—以内（消費税及び地方消費税を含む）

4. 参加資格

次の条件のいずれにも該当するものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- （2）小浜市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （3）企画提案書提出期限において小浜市の競争入札参加資格等指名停止を受けていない者。また、指名の停止を受けたが既にその停止の期間を経過している者。
- （4）別紙の委託業務仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有することおよび本市の指示に柔軟に対応できること。

5. 参加表明

本実施要領、委託業務仕様書の内容を確認した上で、本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式1）を提出すること。

（1）提出期限：令和6年8月15日（木）午後5時迄

（2）提出場所：〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3

小浜市役所 文化観光課

TEL：0770-64-6019（直通）

FAX：0770-52-1401

E-mail：rekishi@city.obama.lg.jp

（3）提出方法：前記提出期限内に下記のいずれかにより提出すること。

①持参（土日・祝日や執務時間外は受付できません。）

②郵送（提出期限までに必着）

③メール（rekishi@city.obama.lg.jp）

6. 質問受付および回答

この実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式6）を提出すること。

（1）受付期間 令和6年8月5日（月）～ 8月13日（火）午後5時迄 必着

（2）問い合わせ先は参加表明書提出先の連絡先と同じで、電子メールに添付して送

信すること。メールの表題は、「日本遺産サブストーリー（若狭塗）抽出活用業務への質問」とすること。

- (3) 提出された質問に対する回答は、令和6年8月22日（木）午後5時までに参加を表明した全員に対し、電子メール等で回答する。なお、回答を受けなかったことによる不利益は参加者の責任とする。

7. 提出を求める事項

参加申込みを行った提案者は、提出期限までに、指定した様式に基づき企画提案書等を作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案書提出届（様式2）
- (2) 企画提案書（様式任意）
 - ア. 写真撮影担当者（カメラマン）に関するPR
 - イ. 同種・関連業務（写真撮影・編集・イラストデザイン作成・若狭塗に関する業務など）に関するPR
 - ウ. 業務実施手法の独自性などのポイント（写真撮影・編集・イラストデザイン作成など）
- (3) 同種・関連業務実績表（様式3）
- (4) 業務の推進体制（様式4）
- (5) 会社概要書（様式5）
- (6) 見積書（見積金額は、消費税を含む金額とすること）

※提出された書類は返却しない。また、提出以降における書類の差し替え、再提出は認めない。

※提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

8. 企画提案書等の提出期限等について

- (1) 日 時 : 令和6年8月27日（火） 午後5時迄 必着
- (2) 提出場所 : 参加表明書提出場所と同じ
- (3) 提出方法 : 持参または郵送
※尚、期限までに提出のない場合は選定への参加を辞退したものとみなす。

9. 提案の無効

- (1) 提案者が同一事項のコンペに対して二件以上の提案をしたとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったとき。
- (5) 提案に対して談合などの不正行為があったとき。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、または識別しがたい見積または金額を訂正した見積をしたとき
- (7) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10. 審査方法・契約

- (1) 審査は、職員で構成する審査委員会で定められた審査基準により、提出物を書類審査し、最適な委託業者1社を選出する。
- (2) 審査結果については、後日、参加者全員に書面等によって速やかに通知する。
- (3) 審査結果の内容については、通知した書面に記載する。選定の理由、選考結果等に関する電話・窓口等での問い合わせや照会には応じられない。
- (4) 優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて仕様等にかかる協議を行い、両者の協議が整った後に、入札・随意契約の手続きを行う。

11. 審査基準

(1) 審査は下記の基準による評価点により厳正に行う。

評価項目	点数
1. 業務に対する基本的な考え方（独自性、実施手法等）	30
2. 類似・関連業務の実績	30
3. 業務実施体制（推進体制、業務能力）	30
4. 見積金額	10
合計	100

- (2) 審査基準に基づき、審査委員会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とし、これを提案者の評価点とする。
- (3) 審査の結果、最高得点を獲得した提案者を委託契約予定者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、審査委員会の決議により選定する。
- (4) 提出書類（企画提案書等）が揃っていない場合は審査から除外する。
- (5) 見積金額が委託上限額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。
- (6) プロポーザル参加者が1社のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最高得点提案者として選定しない。

12. その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加者が要した資料作成などの費用については、参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合、または辞退の申し出があった場合は、当プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出された企画提案書等の返却はしない。また、提出された企画提案書は、審査過程や公文書公開請求があった場合において必要に応じて複製を作成する場合がある。
- (4) 公文書公開請求があった場合は、提出された書類の全部または一部を公開できるものとする。

13. 選定の日程

実施要領、委託業務仕様書等の公表・配布	令和6年8月5日（月）市ホームページに掲載
質問の受付	令和6年8月5日（月）～ 8月13日（火）午後5時まで
参加表明書の提出期限	令和6年8月15日（木）午後5時まで
質問書の回答	令和6年8月22日（木）午後5時まで
企画提案書の提出期日	令和6年8月27日（火）午後5時まで（※1）
審査結果の通知	令和6年9月6日（金）まで

※1 提案書の提出期日後、提出内容について質疑等を行う場合があります。